

2015年2月6日作成
 (公財) 自然農法センター認定事務局

種苗の取り扱いについて

2012年3月28日に有機農産物の日本農林規格が改正され、慣行苗の使用が厳しくなり、種子繁殖する品種は慣行苗の植え付けが出来なくなっています。

- 現行の日本農林規格の種子又は苗の基準
 - 1) 有機の種子又は苗（有機農産物の農林規格に適合する種子又は苗）
 ※有機苗については、証明書の入手が必要です。
 - 2) 使用禁止資材が使用されていない種子又は苗
 ※苗については、証明書の入手が必要です。
 - 3) 慣行の種子又は苗
 ※種子繁殖の品種の慣行苗は使用不可
 ※栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢な慣行苗が使用可能

【外部から入手する有機苗の使用について】

使用する前に必ず、有機苗の育苗元（生産者）から有機苗を証明する書類（有機苗等証明書）を取得し、有機苗であることを確認する必要があります。有機苗の育苗に使用した用土や資材等、使用したもの全てについて、外部入手したものは、原則、資材証明書等による確認が必要となります。

【慣行苗の使用について】

1. 認定ほ場（認定申請含む）で慣行苗を使用できる例外条件
 - 1) 特例救済措置
 - ① 災害や病害虫等で慣行の苗以外に入手困難（育苗を失敗した場合を含む）
 ※育苗に失敗したことが分かる管理記録が必要です。
 - ② 種子での供給がない。
 - 2) 経過措置
 - ① ナス科、ウリ科の果菜類で種子からの栽培が困難な場合
 - ② こんにゃくいもの生産で種苗の項1および2の苗等の入手が困難な場合
2. 慣行苗を入手する際の確認について
 - 1) 確認すべき項目
植え付け後にほ場で持続的効果を示す（別表1、2以外）化学的に合成された肥料及び農薬が使われていないこと。
 - 2) 確認方法
 - ① 育苗元（育苗した者）から販売苗の内容証明書を入手し保管する。
 - ② 苗の証明書が入手困難な場合は、農家自身が育苗元から使用された肥料及び農薬が確認できる書面（説明書等）を入手し保管する。
 - ③ 使用された肥料及び農薬が確認できる書面が入手困難な場合は、農家自身で使用された肥料及び農薬を育苗元に口頭で確認し記録（購入苗自己確認表等）を作成し保管する。
 - ④ 育苗元に口頭で確認ができない場合は、使用された肥料及び農薬について、農家自身で以下のような確認を行い、その記録（購入苗自己確認表等）を作成し保管する。不使用の場合も必ず不使用と記録を残す。
 - 被覆肥料が使われていないことを目視で確認する。
 - 苗が保持する用土の量（プラグ苗程度まで）より、ほ場で持続的効果を発揮しないと判断する。
 - 種苗業者は使用した農薬について、原則表示義務があるので、その情報を必ず確認する。

(注意)

2)の①～④の方法のいずれであっても、1)の事項が確認できる内容のものでなければ、その慣行苗を使用することはできません。